

(改正後)

(改正前)

(改正後)	(改正前)
<p>高知県次世代型ハウス・農業クラスター促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第9条 (略)</p> <p>第10条 第1項 (略)</p> <p>2 補助事業者は、前項に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。</p> <p>第11条～第16条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和4年4月5日から施行する。</u></p>	<p>高知県次世代型ハウス・農業クラスター促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第9条 (略)</p> <p>第10条 第1項 (略)</p> <p><u>(第2項の追加)</u></p> <p>第11条～第16条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>(附則の追加)</u></p>

高知県次世代型ハウス・農業クラスター促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

別表（第2条、第4条、第8条関係）						別表（第2条、第4条、第8条関係）					
事業区分	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助金上限額	事業区分	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助金上限額
次世代型ハウス整備事業	略	略	略	略	略	次世代型ハウス整備事業	略	略	略	略	略
生産関連施設整備事業	略	略	略	略	略	生産関連施設整備事業	略	略	略	略	略
農業クラスター加算事業	市町村、町農業者又は民間企業	次世代型ハウス整備事業、生産関連施設整備事業又は補助を受けようとする強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業、農山漁村振興交付金（以下「国事業の交付金」という。）の交付要綱等に規定する事業実施主体	略	略	略	農業クラスター加算事業	市町村、町農業者又は民間企業	補助を受けようとする強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業、農山漁村振興交付金等（以下「国事業の交付金」という。）の交付要綱等に規定する事業実施主体	略	略	略
雇用奨励事業	略	市町村、市町村農業公社、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業法人、農業者が組織する団体又は民間企業	略	略	略	雇用奨励事業	略	市町村、農業公社、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業法人、農業者が組織する団体又は民間企業	略	略	略

高知県次世代型ハウス・農業クラスター促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

アドバイザー支援事業	略	市町村、 <u>市町村農業公社</u> 、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業法人、農業者が組織する団体又は民間企業	略	略	アドバイザー支援事業	略	市町村、 <u>農業公社</u> 、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業法人、農業者が組織する団体又は民間企業	略	略
<p>(注)・事業区分の各事業については、単独での利用及び併用を可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の補助事業と重複するものは補助事業対象外とする (農業クラスター加算事業を除く)。 ・算出された交付額に、1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。 					<p>(注)・事業区分の各事業については、単独での利用及び併用を可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の補助事業と重複するものは補助事業対象外とする (農業クラスター加算事業を除く)。 ・算出された交付額に、1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。 				